18 歳未満者の選挙運動の自由化

１　現行法の歴史的な経緯

1950（昭和 25）年に現行「公職選挙法」が制定され、1952（昭和 27）年の法改正により在宅投票制度の廃止や戸別訪問の全面禁止などとあわせて「未成年者の選挙運動の禁止」規制が導入された。

その背景には、1951（昭和 26）年の地方選挙時に「未成年者の選挙運動、特に連呼行為等に未成年者が使用された事例が少なくなく、甚だしいのは小学校児童までもがかり出された事例が少なくなかったというようなわけで、その弊害がきびしく批判されたところである。」(『選挙時報』6.7 月号、全国市区選挙管理委員会連合会、1959（昭和 34）年）とされている。

その後、60 年以上の間見直しがされず現在に至っている。

２　現行法の概要／問題点／改革課題

公職選挙法での未成年者選挙運動禁止規定は、下記の条文によるものである。

（未成年者の選挙運動の禁止） 第百三十七条の二　年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。 ２　何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

本規定導入の理由として 1952 年の法改正時に、「日本では満二十歳以内について選挙権を与えていない。この二十歳に選挙権を与えるということは、いわゆる選挙の本当の目的というものを理解して、そうして完全な行使ができるという考えの下に、現行法が二十歳というものをやつておるわけです。」、「日本の現行法では二十歳を選挙権者と認めているわけでありますから、それ以下の者は選挙に対する考え方がまだ未熟であるという見地を現行法がとつておることだけは、はつきりできると思います。果してそれでそれがいいというのならば、やはり選挙権を行使することさえもあぶないというのに、選挙運動をさせるのは却つて同じような心配が出て来るのではないか。」(「第 13 回国会 参議院地方行政委員会 1952（昭和 27）年 7 月 14 日」衆議院議員（小澤佐重喜君)）との答弁であった。選挙に対して未成年者は未成熟であることから選挙権が付与されていないため、選挙運動も規制すべき、というのが理由である。

しかし、1994 年に日本政府も批准したこどもの権利条約の第 2 条では「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」とされており、これは世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、「すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したこと」からこどもの権利としても位置付けられたものであり、18 歳未満であっても自らの政治的意見の主張、表明は権利であり、その機会を

制限すべきではない。

また、2014 年に改正された「日本国憲法の改正手続に関する法律」（国民投票法）では、18 歳以上の者に選挙権が付与され、さらに未成年者（18 歳未満も含む）による選挙運動の禁止規定は存在しない。国会においても「この国民投票運動に関しては、そもそも未成年者による国民投票運動を禁止する規定はないということでございますので、この年齢の引下げというものによって、実際に投票できるかどうかというものにはかかわらず、国民投票運動として、そしてインターネットを使うということも自由にできるというような状況が憲法改正については実現できるというわけになることでございます。」（「参議院憲法審査会 2014（平成 26）年 05 月 21 日」衆議院議員（三谷英弘君））と答弁がなされている。

そして、現行公職選挙法においては未成年者でも選挙事務所等での事務作業など労務として選挙運動に携わることを禁止しておらず、また未成年者の政治活動に対する禁止規定はなく自由に行えるものである。

このようにこどもの権利条約の批准や国民投票法の改正による 18 歳選挙権の付与、インターネットによる選挙運動の解禁等関係制度も改変され、社会状況も変化してきており、公職選挙法に「未成年者の選挙運動の禁止」規定が加えられた 1952 年とは状況が変化していることからも見直すべきである。

３　あるべき姿／めざす目標／抜本的法改正の内容

18 歳選挙権年齢の引き下げにより、市民性教育（シチズンシップ教育）の必要性が指摘され、その取組みが進められつつある。また現行制度でも政治活動への 18 歳未満者の参加は禁止されていない。若年者の投票行動、政治参加を促すためにも、全ての人の政治活動、選挙運動を全面自由化すべきである。

３．１　抜本的法改正の内容

年齢を制限することなく政治活動、選挙運動を自由化するため、公職選挙法第 137 条の 2 及び第 239 条の 1 を削除する。

＊なお、別途検討している「選挙運動期間」が廃止された場合には、未成年者の選挙運動の禁止についての規定も廃止され、全面自由化されるものである。

公職選挙法改正案

項目	改正案	現行
未成年者の選挙運動の禁止	削除	第百三十七条の二 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。 2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。
事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反	削除	第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 一　第百二十九条、第百三十七条、第百三十七条の二又は第百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

３．２　抜本的法改正が実現した場合の効果

18 歳選挙権導入にあわせて、学校現場（主に高等学校）や教育委員会、選挙管理委員会、総務省などでは主権者教育の様々な取組みが進められてきており、その取組みは国政、自治体政策の重要性を理解し、政治、選挙への関心、関与を強めるものと思われる。しかし、投票権が日よされる 18 歳直前からその知識や情報を供与（提供）、収集したとしても、一時的なものとなる可能性も高い。

現在でも 18 歳未満者による政治活動への参加は禁止されていない。より市民の政治参加を促すためにも、年齢による選挙運動への参加を制限すべきではなく、自らの意志による関与を自由にすることにより、国政、自治体政策への関心を高め、政治、選挙の重要性の認識を高めることが中長期的には民主主義を強化することになるものと考える。そのことにより、投票行動を実践する者が増え投票率の向上にもつながることが期待できると考える。

《用語集》＊項目のみ

・在宅投票制度
・戸別訪問
・選挙運動期間
・政治活動
・子どもの権利条約
・世界人権宣言
・国際人権規約
・国民投票法
・市民性教育（シチズンシップ教育）